

広島県高等学校教育研究会情報部会会則

(名称)

第1条 本会は、広島県高等学校教育研究会情報部会(以下「情報部会」という。)と称する。

(目的)

第2条 情報部会は、情報教育に関し、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育研究活動を行い、本県高等学校及び特別支援学校の振興と教育関係者の資質向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 情報部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- (1) 研究会、講習会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物出版
- (4) その他教育研究の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(組織及び会員)

第4条 情報部会は、情報部会の趣旨に賛同する県内高等学校及び特別支援学校の教職員で構成する。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、所定の手続きにより情報部会に申し出なければならない。

(退会)

第6条 退会を希望する者は、所定の手続きにより情報部会に退会を申し出なければならない。

(除名)

第7条 会員が、教育研究会及び情報部会の目的に反する行為を行った場合、役員会の4分の3以上の賛成により除名することができる。

(会員資格)

第8条 除名されるもしくは退会の申し出がない限り、引き続き会員としての資格を有するものとする。

(役員)

第9条 情報部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長1人
- (2) 副部会長1人
- (3) 理事4人
- (4) 監事2人

2 役員は、役員会で選出する。

3 部会長、及び副部会長は、校長の職にある者でなければならない。

(職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、情報部会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときその職務を代理し又は代行する。
- (3) 理事は、情報部会の会務を分担処理する。

(4) 監事は、会計を監査する。

(任期)

第 11 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議)

第 12 条 情報部会に、役員会と総会を置き、部会長が招集する。

2 役員会は、予算・決算、事業計画及びその他必要と認められる事項について審議決定する。

3 役員会は、第 9 条に定める役員で構成する。

4 役員会で審議決定した事項は、総会において承認を得るものとする。

(会計)

第 13 条 情報部会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、役員会において別に定める。

3 会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わることとする。

(事務局)

第 14 条 情報部会にかかる庶務を処理するため、役員会において別に定める学校に事務局を置く。

(会則改正)

第 15 条 この会則の改正は、役員会の 4 分の 3 以上の賛成及び広島県高等学校教育研究会の承認を得なければならない。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、情報部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

付則

この会則は、平成 12 年 12 月 1 日より施行する。

付則

この会則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

付則

この会則は、平成 18 年 8 月 9 日より施行する。

付則

この会則は、平成 21 年 8 月 7 日より施行する。

付則

この会則は、平成 29 年 8 月 2 日より施行する。

情報部会会則第 16 条の規程により、次の細則を設ける。

細則

会費は年 500 円とする。(当面の間、会費は徴収しない。)

部会の所在地は、部会長の勤務校を所在地とする。

部会の口座管理は、事務局長が行うこととする。

付則

この細則は、平成 12 年 12 月 1 日より施行する。

付則

この細則は、令和 4 年 2 月 15 日より施行する。

付則

この細則は、令和 7 年 8 月 4 日より施行する。